

徳島県奨学金貸与条例（平成十四年三月二十九日徳島県条例第三十五号）

徳島県奨学金貸与条例をここに公布する。

徳島県奨学金貸与条例

徳島県育英奨学金貸与条例（昭和四十一年徳島県条例第二十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸与することにより、修学の機会を確保し、もって人材を育成することを目的とする。

（貸与を受けることができる者）

第二条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の要件を備える者とする。

- 一 県内に住所を有する者の子であること。ただし、父及び母がともにいない者については、その者が県内に住所を有すること。
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、専修学校の高等課程又は高等専門学校（以下「学校」という。）に在学する者（規則で定める者を除く。）であること。
- 三 経済的理由により修学が困難と認められる者であること。
- 四 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の規定若しくは同法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）第二十二条及び第二十三条の規定による学資の貸与、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の規定による修学資金の貸付け、徳島県社会福祉協議会が行う修学に必要な資金（規則で定めるものを除く。）の貸付け又は徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和四十九年徳島県条例第五十号）の規定による修学奨励金の貸与を受けない者であること。

（平一六条例二八・平一七条例四九・平一九条例二三・平二一条例三六・平二六条例五四・一部改正）

（貸与の申請及び決定）

第三条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに必要な審査を行い、奨学金を貸与すべきものと認めたときは、貸与の決定をするものとする。

（額、貸与期間等）

第四条 奨学金の額は、規則で定める。

- 2 奨学金の貸与期間は、前条第二項の規定による貸与の決定において貸与を開始する月として指定のあった月からその在学する学校の正規の修業年限が終了する月までとする。ただし、その在学する学校と同程度の学校に係るこの条例の規定による奨学金の貸与を受けたことがある者の貸与期間については、その在学する学校の正規の修業年限に相当する期間から当該貸与に係る期間を差し引いた期間をもって、その限度とする。
- 3 奨学金は、無利息とする。

（貸与の休止）

第五条 知事は、第三条第二項の規定による貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が休学し、

又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(貸与の決定の取消し)

第六条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

- 一 第二条第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- 二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、奨学金の貸与を受けることが適当でないと認められるとき。

(返還)

第七条 奨学金の貸与を受けた者は、次に掲げる事由が生じた場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、二十年を超えない期間（次条の規定により奨学金の返還を猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、規則で定めるところにより、返還しなければならない。ただし、いつでも繰上げ返還をすることができる。

- 一 貸与期間が満了したとき。
- 二 前条の規定により奨学金の貸与の決定が取り消されたとき。

(平二一条例三六・一部改正)

(返還の猶予)

第八条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

- 一 災害、盗難、疾病、負傷、失業その他やむを得ない理由により、奨学金を返還すべき日までにこれを返還することが著しく困難であると認められるとき。
- 二 修学していることにより、奨学金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還の免除)

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、徳島県奨学金審査委員会の審査を経て、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 一 死亡したとき。
- 二 身体又は精神の障がいにより労働能力を喪失したとき。

(平二五条例五六・一部改正)

(延滞利息)

第十条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年七・二五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(審査委員会)

第十一条 奨学金の貸与の決定に関する基準を定め、及び奨学金の返還の免除について審査するため、徳島県奨学金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員八人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例の廃止)

2 徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例（昭和五十七年徳島県条例第三十号）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成十三年度以前に高等学校又は高等専門学校（以下この項において「高等学校等」という。）に入学（転学及び転籍を含む。以下この項において同じ。）した者及び平成十四年度以降に高等学校等に入学する者で平成十三年度以前に高等学校等に入学した者の最短修業年限における相当学年に在学することとなるものについては、改正後の徳島県奨学金貸与条例（次項において「新条例」という。）の規定は、適用しない。

4 前項に定めるもののほか、附則第六項の規定によりなお効力を有することとされる旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例の規定により地域改善対策奨学金の貸与を受ける者については、新条例の規定は、適用しない。

5 改正前の徳島県育英奨学金貸与条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定により貸与の決定を受けた者に係る奨学金については、旧条例（第十二条を除く。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第十条中「徳島県育英奨学生審査委員会」とあるのは、「徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）第十一条に規定する徳島県奨学金審査委員会」とする。

(徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例の廃止に伴う経過措置)

6 旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例第五条第二項（同条例第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により貸与の決定を受けた者に係る地域改善対策奨学金及び地域改善対策通学用品等助成金については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(徳島県特別会計設置条例の一部改正)

7 徳島県特別会計設置条例（昭和三十九年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(徳島県育英奨学基金設置条例の一部改正)

10 徳島県育英奨学基金設置条例（昭和四十一年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成一六年条例第二八号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第四九号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第二三号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年条例第三六号）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の徳島県奨学金貸与条例の規定により大学に在学する者として奨学金の貸与の決定を受けている者の当該決定に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年条例第五六号）

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第五四号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年三月二十九日徳島県規則第二十六号）

徳島県奨学金貸与条例施行規則を次のように定める。

徳島県奨学金貸与条例施行規則

徳島県育英奨学金貸与条例施行規則（昭和四十二年徳島県規則第四十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与を受けることができない者等）

第二条 条例第二条第二号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- 一 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の通信制の課程又は別科若しくは専攻科（看護科を除く。）に在学する者
- 二 専修学校の高等課程であって、次に掲げるもののいずれかに在学する者
 - イ 修業年限が二年未満の課程
 - ロ 修業年限が二年以上であって、その始期及び終期が定められていない課程
 - ハ 修業年限が二年以上であって、その始期及び終期が定められている課程のうち知事が定めるもの
- 三 卒業し又は修了した高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）と同程度の高等学校等に在学する者

2 条例第二条第四号の規則で定める資金は、就学支度費に係る資金とする。

（平一七規則五七・平一九規則四一・平二一規則二四・平二三規則三五・一部改正）

（貸与の申請手続）

第三条 奨学金の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに、奨学金貸与申請書（様式第一号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 高等学校等に在学する者（次号に掲げる者を除く。）

- イ 条例第二条第一号及び第二号の要件を備えることを証明する書類
- ロ 所得証明書（様式第二号）
- ハ 連帯保証人及び保証人と連署した誓約書（様式第三号）
- ニ その他知事が必要と認める書類

二 次条第三項の規定により徳島県奨学生採用候補者として決定を受けた後高等学校等へ進学した者

- イ 条例第二条第二号の要件を備えることを証明する書類
- ロ 連帯保証人及び保証人と連署した誓約書
- ハ その他知事が必要と認める書類

2 前項第一号ハ及び第二号ロの連帯保証人及び保証人は、成年者で独立の生計を営むものでなければならない。

3 第一項の規定により提出する申請書等は、申請者が在学する高等学校等の長を経由しなければならない。ただし、当該高等学校等が県外に所在する場合は、この限りでない。

（平一七規則五七・平二一規則二四・平二三規則三五・一部改正）

（貸与の事前申請手続等）

第三条の二 中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に在学し、

翌年度に高等学校等へ進学した後に奨学金の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに、奨学金貸与事前申請書（様式第四号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出することができる。

一 条例第二条第一号の要件を備えることを証明する書類

二 所得証明書

三 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定により提出する申請書等は、申請者が在学する中学校の長を経由しなければならない。ただし、当該中学校が県外に所在する場合は、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定による奨学金貸与事前申請書の提出があったときは、速やかに必要な審査を行い、適当と認めるときは、徳島県奨学生採用候補者（以下「採用候補者」という。）として決定するものとする。

4 採用候補者は、前条第一項の規定による申請書等を提出しないときは、知事が定める日までに、奨学生採用辞退届（様式第四号の二）を知事に提出しなければならない。

5 前項の規定により提出する書類は、採用候補者が在学する中学校又は高等学校等の長を経由しなければならない。ただし、当該中学校又は高等学校等が県外に所在する場合は、この限りでない。

（平一七規則五七・追加、平一九規則四一・平二一規則二四・平二三規則三五・一部改正）

（貸与の額）

第四条 条例第四条第一項に規定する奨学金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の方法）

第五条 奨学金は、二月分以上を合わせて知事が別に定める時期に交付するものとする。

（継続手続）

第六条 条例第三条第二項の規定による貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、毎年四月末日までに、奨学金継続届（様式第五号）を知事に提出しなければならない。

（平一七規則五七・平二一規則二四・平二三規則三五・一部改正）

（奨学生の氏名等の変更等の届出）

第七条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに知事に届け出なければならない。

一 本人、連帯保証人又は保証人の氏名、住所又は電話番号の変更があったとき。

二 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は退学したとき。

三 転学し、又は転籍したとき。

四 連帯保証人若しくは保証人が死亡し、又は連帯保証人若しくは保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人若しくは保証人として適当でない事由が生じたとき。

五 奨学金の受取の方法を変更すべき事由が生じたとき。

2 前項第一号の規定による届出は氏名等変更届（様式第六号）により、同項第二号の規定による届出は休学（停学・退学）届（様式第七号）により、同項第三号の規定による届出は転学（転籍）届（様式第八号）により、同項第四号の規定による届出は連帯保証人（保証人）変更届（様式第九号）により、同項第五号の規定による届出は奨学金受取方法変更届（様式第九号の二）により行うものとする。

3 奨学生が在学し、又は在学していた高等学校等の長は、第一項第一号から第三号までに掲げる事由の発生を知ったときは、直ちにその旨を書面により知事に報告するものとする。ただし、当該高等学校等が県外に所在する場合は、この限りでない。

4 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかに奨学生等死亡届（様式第十号）を知事に提出しな

なければならない。

(平二三規則三五・一部改正)

(額の変更の申請)

第七条の二 奨学生は、次の各号のいずれかに該当し、奨学金の額の変更を受けようとするときは、奨学金月額変更申請書(様式第十号の二)を知事に提出しなければならない。

- 一 別表に掲げる高等学校等又は通学形態の区分に変更を生じたとき。
- 二 その他奨学金の額を変更すべき事由が生じたとき。

2 知事は、第一項の規定による申請があったときは、速やかに必要な審査を行い、奨学金の額を変更すべきものと認めるときは、変更の決定をするものとする。

(平二三規則三五・追加)

(貸与の再開の申請)

第八条 条例第五条の規定により奨学金の貸与を休止された奨学生は、復学した後再び奨学金の貸与を受けようとするときは、奨学金再開申請書(様式第十一号)にその事実を証明することができる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(貸与の辞退)

第九条 奨学生は、奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、奨学金辞退届(様式第十二号)を知事に提出しなければならない。

(奨学金借用証書)

第十条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の最終の交付を受けた日又は奨学金の貸与の決定を取り消された日以後知事が定める日までに、連帯保証人及び保証人と連署した奨学金借用証書(様式第十三号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人及び保証人は、成年者で独立の生計を営むものでなければならない。

(平二三規則三五・一部改正)

(書類の経由)

第十条の二 第六条から前条までの規定により提出する書類は、奨学生又は奨学金の貸与を受けた者が在学し、又は在学していた高等学校等の長を経由しなければならない。ただし、当該高等学校等が県外に所在する場合は、この限りでない。

(平二三規則三五・追加)

(奨学金の貸与を受けた者の氏名等の変更等の届出)

第十一条 奨学金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに知事に届け出なければならない。

- 一 本人、連帯保証人又は保証人の氏名、住所又は電話番号の変更があったとき。
- 二 連帯保証人若しくは保証人が死亡し、又は連帯保証人若しくは保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人若しくは保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 三 次条の規定による奨学金の返還の方法を変更すべき事由が生じたとき。

2 前項第一号の規定による届出は氏名等変更届により、同項第二号の規定による届出は連帯保証人(保証人)変更届により、同項第三号の規定による届出は奨学金返還方法変更届(様式第十三号の二)により行うものとする。

3 連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したときは、速やかに奨学生等死亡届を知事に提出しなければならない。

(平一七規則三三・平二三規則三五・一部改正)

(返還方法)

第十二条 条例第七条の規定による奨学金の返還は、一括返還又は年賦、半年賦若しくは月賦の均等返還の方法によるものとする。

(平二一規則二四・全改)

(返還の猶予の申請)

第十三条 条例第八条の規定による奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書(様式第十四号)にその理由を証明することができる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(返還の免除の申請)

第十四条 条例第九条の規定による奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書(様式第十五号)にその理由を証明することができる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(審査委員会)

第十五条 徳島県奨学金審査委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則の廃止)

2 徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則(昭和五十七年徳島県規則第六十六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧徳島県育英奨学金貸与条例(昭和四十一年徳島県条例第二十八号)の規定により貸与の決定を受けた者に係る奨学金については、旧徳島県育英奨学金貸与条例施行規則(第十一条を除く。)の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

4 旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例(昭和五十七年徳島県条例第三十号)の規定により貸与の決定を受けた者に係る地域改善対策奨学金及び地域改善対策通学用品等助成金については、旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成一五年規則第一五号)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定を受ける者に係る奨学金について適用し、同日前に貸与の決定を受けた者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則(平成一六年規則第二八号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第五七号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第四一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二四号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第三五号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の二、様式第二号及び様式第四号の改正規定並びに同様式の次に一様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に貸与の決定を受けた者に係る奨学金については、改正後の徳島県奨学金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の二、別表及び様式第十号の二の規定は、適用しない。
- 3 改正後の規則様式第六号から様式第九号まで、様式第十号、様式第十一号、様式第十二号、様式第十四号及び様式第十五号に相当する改正前の徳島県奨学金貸与条例施行規則様式第六号から様式第十二号まで、様式第十四号及び様式第十五号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成二五年規則第五一号）

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の徳島県個人情報保護条例施行規則様式第一号に相当する同条の規定による改正前の徳島県個人情報保護条例施行規則様式第一号による用紙、第四条の規定による改正後の徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則様式第三号のその一の別紙、その三の別紙及びその六の別紙に相当する同条の規定による改正前の徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則様式第三号のその一の別紙、その三の別紙及びその六の別紙による用紙並びに第六条の規定による改正後の徳島県奨学金貸与条例施行規則様式第一号のその一及び様式第四号に相当する同条の規定による改正前の徳島県奨学金貸与条例施行規則様式第一号のその一及び様式第四号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成二六年規則第七四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第一号のその一及びその二に相当する改正前の様式第一号のその一及びその二による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。